

明治初期の対露警戒論に関する一考察：朝鮮半島をめぐって

安岡, 昭男 / YASUOKA, Akio

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

13

(開始ページ / Start Page)

49

(終了ページ / End Page)

58

(発行年 / Year)

1960-10-08

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011805>

明治初期の対露警戒論に関する一考察

—— 朝鮮半島をめぐって ——

安岡 昭 男

(一)

一八六〇年ロシアは北京条約によつて、英仏兩國と清國との和議斡旋の報酬として、ウスリー江以東の沿海州の地を獲得し、朝鮮と接壤するに至つた。ウラジオストクが建設され、この方面におけるロシアの進出は、朝鮮のみならず日本および清國にも警戒心を深くさせた。幕末の日本におけるロシア警戒論としては、北方蝦夷方面に関して夙に説かれている所であつたが、ロシアの南下策は、一八六一年に軍艦ポサドニック号の対馬占領事件を起し、朝鮮半島方面における脅威を幕府当局に認識させた。

江戸幕府に代つた明治新政府にとつても、ロシアの進出は成立当初から重大関心事であつた。明治政府当局者の対露警戒は、蝦夷地対策に関連すると共に、朝鮮をめぐつては対韓交渉の過程において、論策の随所に見出される。

木戸孝允は早く征韓を唱へ明治元年十二月十四日に岩倉具視宛建言、明治二年正月兵部大輔大村益次郎に同年二月一日には三条実美および岩倉宛書翰で、蝦夷地と共に朝鮮への方向を説いた。⁽¹⁾

明治二年九月二十五日、外務省から太政官に宛てた「朝鮮国一

件伺書」⁽²⁾では、朝鮮との交渉は対馬の宗家の私交から政府の手に移すべきことを建議し、朝鮮については

仮令皇朝之藩属と不相成候とも永世其國脈保存為致置度、然るニ自今魯西亞を始、其他の強國類ニ垂涎机上之肉となさんとす、此時ニ当里、公法を以維持し、匡救撫綏之任、皇朝を除之、外更ニ無之、一朝是を度外ニ置弥以魯狼等強國ニ呑嚼せられ候而者、其美皇國永世之大害燃眉之急ニ可相成と奉存候とし、官員の対馬・朝鮮派遣を上申した。

外務権少丞宮本小一郎の「朝鮮論」⁽³⁾は日付不詳であるが、朝鮮に対する政策に関して

朝鮮へ交際スルハ無益ナリトイヘトモ、此儘打捨置トキハ魯西亞ニ蚕食セラルベシ、是日本ニ取大害ノ極ナリ、故ニ朝鮮ヲ助クルハ朝鮮ヲ愛スルニアラス、則日本ヲ愛スル也

と述べている部分は、おそらく当時の政府要路一般の見解として共通のものであろう。朝鮮をめぐつて対露警戒が要請されたのは、日本自身として切実な問題であつたからである。宮本の方策は、朝鮮の清國に対する従属關係の現実に立脚して、朝鮮に対しては半独立という点で西洋と条約を結ぶ不利を論じ、日本と盟約

を重ね「合衆聯邦」して、その日本と締結した条約を用いて別に条約を立てずに、西洋諸国と通信交通を開くことを勧誘するといふ趣意であり、一種の合邦論と見ることもできる。彼はこの方策が、朝鮮の幸福のみならず、日本の国力にも大益をもたらすことを重ねて強調している。そして政府の遣使が不調に終るよりは、むしろ宗家の私交に委ねるを可とする意見で結んでいる。明治二年十一月に宗家に対して対鮮交渉が指令されているが、同年十二月には佐田素一郎・森山茂・斎藤榮の三名が調査のため朝鮮に派遣された。翌三年四月帰朝し、それぞれ建白書を提出したが、中でも佐田素一郎(白茅)の論議が強硬であつた。

彼は、蝦夷・呂宋・琉球・滿清・朝鮮は皆皇國の藩屏であるとして侵略論を唱え、朝鮮に關しては、慶応二年のフランス艦隊との衝突を挙げ、フランスの復讐の危惧を指摘すると共に「魯國竊窺其動靜、墨國亦有攻伐之志」とロシア、アメリカの野心を警告し、列國垂涎の朝鮮を伐たざる可からずと主張している。

森山、斎藤の建白も、対鮮交渉に武力行使を辞せずとするもので、これは外務省でも書生論と見たが、三ヶ条の対鮮策を大政官に具申した。その結果、清國と先ず對等の条約を結び、その後朝鮮に及ぶとの策がとられ、外務大丞柳原前光の清國派遣となる。この柳原も「朝鮮論稿」⁽⁵⁾をものしている。

〔註〕この朝鮮論稿も、さきの宮本小一郎の朝鮮論と同様に日付を欠くが、岩倉具視宛書翰に「別紙愚論發程前甚忽忙中相認め大覽に備へ」云々とあり、書翰日付は明治三年七月二八日。

柳原前光は朝鮮について

近年各國モ彼地ノ國情ヲ探リ知リテ頻ニ之ヲ窺フ者不少、既

ニ魯西亞ノ如キハ、滿州東北ヲ蚕食シ其勢往々朝鮮ヲ呑ントスと警告し、さらに欧州の情勢に言及して

魯仏英米ノ彼地ヲ屬セントスルハ照然論ヲ竣タス、然ルニ方今仏李交戰ノ事起リ魯國ハ李ヲ後援スルノ風聞候得トモ、素ヨリ虎狼ノ國柄歐羅巴動亂ノ際ヲ窺ヒ亞細亞州中ヲ掠略スルノ機鋒必ラズ脱出シ來ルベク且米國モ亦兵ヲ朝鮮ニ試ミルノ説アリと、佐田白茅の建白で触れているアメリカの意向にも付言している。同時に柳原は書翰の方でも

蝦夷必らず我樺太且朝鮮へ手出し可仕(中略)魯國の如き北樺太を略し西朝鮮に扼候は、皇國之御偉業遂に不可立、後害幾莫とも難計

と北方の脅威を岩倉に対して強調している。當時木戸孝允も同様、仏独交戦に乗ずるロシアの滿州朝鮮蚕食を憂慮し、大久保利通に対し清國朝鮮への外交を論じている。

明治三年八月、清國に柳原前光が派遣され、翌九月には朝鮮に吉岡弘毅・広津弘信・森山茂の三名が派遣された。三名派遣の目的は実地調査であり、その報告によれば、ロシアについては對馬の嚴原藩でもかねて探討したが「事情嚴秘ノ國柄」で不分明であるが、「既ニ穩城ヨリ相望候場所迄モ相迫リ居候模様」と述べている。

このうち森山茂は、降って明治七年八月にも、実地踏査の報告として、外務卿寺島宗則に宛て、朝鮮の暗行御使一行との對話要領を提出しているが、森山は相手に

曾テ魯國山丹滿州ノ地ヲ占メ鴨綠江ニ沿フテ將ニ貴境ニ迫ラントス然レトモ清國委靡不振敢テ貴國ヲ助クルノ權ナシ 是竊

ニ貴国ノ為に慨歎スル所ナリ 而シテ我モ亦魯国ト境ヲ接ス
豈意ヲ注カサランヤ 今若シ貴国魯人ノ為ニ害ヲ冠ラハ即我モ
亦安キヲ得ス

と日鮮共通の利害を説き滿腔の賛意を得たように記録⁽⁹⁾している。

さきの宮本小一郎の場合と同じく自国本位の立場であるが、明治初期の対鮮方策には、朝鮮の背後にあるロシアの存在が常に意識されてきたことは明瞭であり、対鮮策は同時に対露策の一部をなすものであったとも見做せよう。

- (1) 木戸孝允文書 第三 二三七―四三頁、木戸孝允日記
第一、松菊木戸公伝 下一二七七―八三頁
- (2) 大日本外交文書 第二卷第二冊 四八八文書
- (3) 同前書 第二卷 第二冊 四八八文書附記
- (4) 同前書 第三卷 八八文書附一
- (5) 同前書 第三卷 九四文書、岩倉公実記下卷三二―三四頁
- (6) 岩倉具視関係文書 第四 四二一―二三頁
- (7) 松菊木戸公伝 下一二九八頁、木戸孝允日記第一(明治三年六月二十六日)
- (8) 大日本外交文書 第三卷 一〇六文書
- (9) 大日本外交文書 第七卷 二一四文書

(二)

つぎに明治政府初期の軍部の意見を建議書に当つてみる。

明治三年五月、兵部省は二百隻の建艦計画を立案したが、実現は見なかつた。この時の「大ニ海軍ヲ創立スベキノ議」には、イ

明治初期の対露警戒論に関する一考察(安岡)

ギリス・プロシア・フランス・ロシアなど西洋諸国の例を引いているが、とくにロシアに対する警戒色が濃厚である。

魯国ノ海軍ヲ兼備スルハ諺ニ所謂虎ニ翼ヲ副ユル者ニシテ其大欲ヲ遠近ニ逞フスル豈際涯アラランヤ(中略) 先年米藍品海に突入シ内地ノ状況ヲ觀察セシヨリ外国概シテ我ヲ輕視シ、魯国ハ暇々我北境に侵入シ又眼ヲ対州ニ注ギ勉メテ宿志ヲ達スルノ一助ヲ得ントス。魯国ノ宿志ハ亞欧ニ大洲ヲ混一シテ己ガ有トセントス

と、ロシアの侵略意図を説き、とくにその南下政策が、地中海方面で英仏の牽制によって目的を果さなかつた結果

近年黒竜江ニ沿ヒ滿洲ノ地ヲ取テ我北海道及ヒ朝鮮ト境ヲ接シ、連ネテ皇国支那朝鮮ノ北境ニ庄進ス。今若シ東海ニ突出シテ良港ヲ得、海軍ヲ整備スル時ハ、其大欲遂ニ制止スベカラズシテ二大州ノ大害之ニ若クモノナカルベシ。実ニ皇国ニ於テ戒心スベキノ第一ニシテ断然之ヲ阻止スルノ大策ヲ講ゼザルベケンヤと「魯虜ノ情態」に力点をおいて警告し、日本内地のイギリス駐屯兵にも言及し、要するに強大な海軍の建設によって「内地ハ尽ク外兵ヲ逐ヒ北海ハ拓テ尽頭ニ至リ、更ニ朝鮮ヲ復シテ属国ト為シ、西支那ニ連ネテ魯虜ノ強悍ヲ压制スルノ外事ナカルベシ」と、朝鮮を従え、清国と連繫してロシア南下の脅威に当ることを説いている。この建議では清国への警戒は認められない。

明治四年十二月二十四日、兵部大輔山県有朋、少輔川村純義、少輔西郷従道は「内地ノ守備、沿海防禦及ヒ軍須ノ必要」を論じ徴兵制採用を建議したが、その要旨には、

竊ニ見ルニ方今魯西亞既ニ驕傲猖獗、嚮キニ「セバストホー

ル」ノ盟約ヲ破リ、黒海ニ戦艦ヲ繫キ、南ハ回々諸國ヲ略取シ、手ヲ印度ニ著ケ、西ハ滿洲ノ境ヲ越ヘ、黒龍江ニ上下セントスとの指摘が見られる。山県・川村・西郷は共にヨーロッパへ兵制調査に派遣せられ、前年八月に帰朝したものであった。

この建議に関して「当時帝政ロシアが日本にとって脅威であるなどという状況判断は、誤りというよりも故意の歪曲である。」と評し、日本政府としてはロシアに対抗する気はなく、カラフト問題でも消極的であった事実を認める見解もあるが、やはり軍備拡張の基礎には、ロシアの脅威に対抗せんとする主張が特に強調されており、当時の当局者に対露警戒意識が強かったことを裏書きするものではなからうか。

- (1) 佐藤市郎『海軍五十年史』四九―五二頁
- (2) 松下芳男解題『山県有朋陸軍省沿革史』による。なお全文は『公卿山県有朋伝』中巻一八三―一八七頁に収録。
- (3) 井上清『日本の軍国主義』I 二二五頁

(三)

征韓論に関してロシアの問題が絡むのは、征韓の目的が一つには、ロシアの朝鮮侵略に先立って日本が出兵し、未然にこれを防ぐという所にあつたとされる点である。

征韓論者であつた外務卿副島種臣は、ロシアの南進警戒のためにこそ朝鮮を日本の保護下におこうとしたという。しかも副島は駐日ロシア公使ビュツォフ (E. Butov) から「日韓事あるの時に際し、露國は厳正に局外中立を守って日本國に不利なる言動を為さざるべきを慥に明言したり」というが、ビュツォフ個人の意

見かロシア政府の意向を受けたものかは確認されておらず、「上交上正当の手續に依つて其意を通した」ものではなかつた。

西郷隆盛は征韓論決裂後、下野して明治七年一月、旧庄内藩士酒井玄蕃に対しての語に、遣韓使節内定の所に黒田清隆がカラフト問題を出して来たので、西郷が

今日ノ御國情ニ相成テハ、所詮無事ニ可相濟事モ無之、畢竟ハ露國ト戦争ニ相成候外無之、愈戦争ニ御決着ニ相成候テハ、直ニ軍略ニテ取運ヒ不申バ不相成、只今北海道ヲ保護シ、夫ニテ露國ニ対峙可相成哉、サスレバ弥以テ朝鮮ノ事御取運ビニ相成、ホッセツトノ方ヨリニコライマデモ張り出シ、此方ヨリ屹度一步彼地に踏込ンデ此地ヲ護衛シ(中略)

露國ハ必定近日中襲来ルニ無相違其節ハ小隊長トナリ、同志ノ者ヲ率ヒ、死ニ候丈ケノ事、今日政府ノ御覚悟ニテハ、是非御降参ニ成ラレベク其節私一人ハ決シテ降参致サズ候。露兵ヲ討テ斃候覚悟ニテ、右ノ外何モ無之、人々露國ヲ甚畏候へ共、私ハ左マデ恐敷トモ存セズ

とロシアとの戦争を辞さない態度を示した當時を回顧している。

〔註〕 西郷は既に明治五年八月に副島、板垣らの参議と謀り閣議の許可を得て、陸軍士官北村重頼・別府晋介を朝鮮に、外務省出仕池上四郎・武市熊吉・彭城中平を満支に調査のため派遣している。これも同方面におけるロシアの勢力に対する関心から執られた措置であつた。

参議江藤新平は明治六年十月十五日の岩倉具視宛の書翰中に

若又魯人朝鮮江の援兵を慮り其輕蔑を御忍之時は朝鮮との戦は御決し無之方可然奉存候、既に朝鮮と戦之御決定有之候上は

万々不得止節は魯と戰の御決定は可被為在と奉存候

魯と内定約相整然上朝鮮と戰と申儀は實に座談と奉存候

と、朝鮮出兵には当然ロシアとの戰爭の覚悟が必要なことを述べロシアが内約によって日本の出兵に諒解を与えることには信をおいていない。この点は、大久保利通も⁽⁵⁾

魯也支那也、夫の一二朝臣の語或は黙諾に依り、朝鮮の事件に關涉することなきを論ずと雖も、又之を確定するの實証あることなし

とし謀略を懸念した現実的な観方で、江藤と同様、ロシア諒解說に否定的態度を示している。

岩倉具視は征韓論に反対した明治六年十月二十三日の奏議で⁽⁶⁾

万国縦衡ノ勢ヲ察スルニ、東ニ形シテ而テ其情西ニアルモノ有リ、或ハ其端ヲ示サスシテ而テ遠國ヲナスモノ有リ、故ニ表面ヲ以テ其真情ヲ測ルニ足ラス、今ヤ樺太ノ事類ニ起ル、是レ乃チ目前ノ急、亦甚タ注意セシムルハアル可ラス、凡是等ノ事、先其情ヲ審ニシテ、而テ朝鮮連与ノ意ヲ絶タシメ万全ヲ保ツツナシテ、而テ之カ目的ヲ定メ……

と、樺太問題の急を説くと共に、それに関連して暗にロシアの朝鮮進出に対する警戒を求めている。

大久保利通は明治六年十月の征韓論に関する意見書七ヶ条のうち第五条において、外国關係ではロシア、イギリスを重大視して⁽⁷⁾

夫れ魯は北方に地方を占め兵を下して樺太に臨み一挙して南征する勢あり、然のみならず輒今現に不快の事變を生じ彼我の關係穩かならず（中略）今兵端を開き朝鮮と干戈を交ゆる時は

明治初期の対露警戒論に関する一考察（安岡）

恰も鵲蚌相争の形に類し、魯は正に漁父の利を得んとす可し、是れ深く注意す可きことにして未俄に朝鮮の役を起す可らず

と朝鮮出兵反対の趣旨を軍事的見地からも述べ、第七条でも、

朝鮮の地を略し益彼と隣接するに至るは方今内国の形情に依て論ずれば實に策の得たる者に非ず

と反復ロシアへの警戒を説いている。

征韓の出兵をロシアの侵略から朝鮮を、ひいては日本を守る役割を果すものとする考えを、仮に征韓論者中の誰かが抱懐していたとしても、対露警戒の面からは、むしろ出兵反対論者の方が現実的な判断を下していたといえよう。

大久保の対露警戒論は、征韓論分裂後、翌七年二月、朝鮮遣使に關する大隈重信と連名の取調書にも引續いて見える所である。台湾および朝鮮に対する方策に關して調査を命ぜられた大久保、大隈両名は、台湾については「台湾蕃地処分要略」を、朝鮮については、この取調書を作成提出した。その付箋に

朝鮮境を魯西亜に接す、魯國の情状測る可らず、宜しく人を遣し其國境に入り探偵せしむ可し、支那亦是の如くす可し、且朝鮮に兵を出すの議決する時は預め魯國に照会し關係する事なきの談判ある可し

と和戰兩様の準備を具申している。大久保はさきには一、二朝臣の語、あるいは黙諾によるロシアの諒解に不信を示したが、今度はロシア当局者の公式回答による保障の必要を説いているのであって、前後措着はしない。朝鮮出兵への反対は実施時期の問題であると共に、國際情勢の万全を期すべしとの主張に基づくもので

あった。明治七年五月には台湾出兵が決行され、大久保利通が渡清交渉し同年十月北京協約の成立によって結局を見た。

岩倉は明治八年二月の「国事意見書」⁽⁹⁾の中でも、朝鮮について、ロシアの南下併呑をつぎのように憂慮している。

昨年征蕃ノ余威、彼波及ヲ畏縮シ、通使ノ端緒ヲ起シ、方今外務少丞森山茂等理事官トシテ派遣ス、其奏議ニ応シ将来ヲ計画スヘシト雖トモ、到底彼ヲシテ外交ヲ開キ世態ヲ曉ラシムルハ、我ノ任ニシテ、若シ或ハ魯国ノ如キ、倒山庄海ノ力ヲ以テ是ヲ併セハ我国ノ首尾ヲ挾制セラレ大ニ我国勢ヲ害セン、深
 図露略セサルヘカラス

- (1) 園城寺清編『大隈伯昔日譚』六八三頁
- (2) 同前書 同頁
- (3) 大西郷全集 第二卷 酒井玄蕃への書〔備考〕酒井玄蕃筆記七七六―七九頁
- (4) 岩倉具視関係文書 第五 三四二頁
 的野半介『江藤南白』下 二四四頁
- (5) 大久保利通文書 第五 六二頁
- (6) 岩倉公実記 下巻 八〇―八二頁
- (7) 大久保利通文書 第五 五四―六四頁
 同前書 三七二頁、岩倉具視関係文書 第七 四八九頁、大隈重信関係文書 第二 二五一頁
- (9) 岩倉具視関係文書 第一 三九二―九三頁

(四)

朝鮮、台湾と共に政府にとって重要な案件であったのは樺太間

題であるが、駐露公使榎本武揚は明治八年一月の意見具申に

支那に先たつて我より朝鮮を訓導し我と交誼を篤ふせしめ、務めて我威徳を朝鮮国内に感響せしむるに在り、魯は此件に着目すと雖ども、地理上の難と其国事務緩急の序あるを以て、未だ其手を下すを見ず、此件もし魯より先んぜられ、万一魯にて朝鮮国の我对馬嶋に對せる一地に歩頭を占むる時は、我防海の大目的を失ふべし

と自らは樺太交渉に当りながら、朝鮮方面にも注意を喚起している。明治八年五月には、樺太千島交換条約が成立し、またロシア皇帝を仲裁者としたベルーとのマリア・ルス号事件の裁判が結局し、日露間も友好的であった。しかし同年六月には江華島事件が発生した。明治九年二月、黒田清隆・井上馨の正副全權は江華島で朝鮮側と交渉し、日鮮修好条規が成立した。この修好条規締結交渉に当り渡鮮した外務大丞宮本小一は、江華府で朝鮮国判中樞府事申棟と懇談の際、絵図を示して、ロシアはポセツト港が冬季氷結するため、南下して朝鮮の永興湾の港を占有する意図のあることを警告し、国境地帯への注意を促した。この時、日本からこれを差留めてほしいと希望されて宮本は、この情報入手は表向きでないこと、他国内政干渉はできないことを告げている。⁽²⁾

明治九年三月、榎本公使はロシア外務省ギルス氏談として

朝鮮結約相整たる義に付ては魯帝殊の外「インテレスト」せられい電信日本皇帝陛下え祝詞可申上旨「スツルウエ」氏命令有之

と報じた。これは同年五月十五日に到着したが、付属書では

頃者日本朝鮮事件ニ付、魯国出兵ノ用意ヲ為シタリトノ虚説
一時英仏新聞紙上ニ播布シ、遂ニ英国議院席上ノ話柄ヲ為スニ
至レリ

と海外の反響にも言及し、寺島外務卿宛参考に供している。

明治九年六月には、朝鮮から修信使として礼曹参議金綺秀が東京に來たが、当時外務卿井上馨が使節に対してロシア警戒論を説いたことが、金綺秀の日記に見える。(沁都とは江華府の別称)

井上馨、春間來沁都之副官也、來訪館所、謂余曰、露西亞之有動与之漸、吾於沁都、已有言之者、而我国之人、每往彼地、見其日造兵器、多積糧于黑竜島、其意將何為、貴国須先事而備、繕器械、練兵卒、以為防禦之策可也

金綺秀は帰朝復命に當つてこれら問答の記録「日東記遊」を高宗の上覧に呈している。その反応は清国礼部が光緒二年八月に接受した朝鮮国王李熙の咨文に、信使に対して日本では「其大臣高官ハ露西亞ノ占拠セル地方カ朝鮮ノ北境ニ逼レルヲ以テ深ク憂慮シ、本国ニ帰還ノ上ハ早々之方防禦ノ策ヲ講セン事ヲ密囑シ」たことを具述している点にも窺える。

日本政府は朝鮮と交渉する一方、清国政府の異議に備え、森有礼を駐清特命全權公使に任命して、清国総理各国事務衙門との交渉に当らせた。明治九年一月二十四日(光緒元年十二月二十八日)森公使は保定督署に直隸総督李鴻章を訪問した。李は森に対して、朝鮮は土地が瘦せており、これを取得しても全く益がなく、しかも聞く所によれば、日本が朝鮮を撃つとなれば、ロシアは黒竜江に出兵することであるが、あるいは清国も出兵するかも知れないと述べ、「徒傷和氣、毫無利益」の八字を書いて同

明治初期の対露警戒論に関する一考察(安岡)

席の代理公使鄭永寧に渡したという。⁽⁶⁾

李は光緒二年九月二十七日付(明治九年十一月十二日)総理衙門に対して、森公使の言としてつぎのように報じている。⁽⁷⁾

日本現於土滿江置領事府、實慮俄人南侵高日地界、方欲与中国高麗併力拒俄

清国要路は当然、朝鮮当局者に対しては対露警戒を説いている。

李鴻章が朝鮮の領中枢府事李裕元に送った密函(光緒五年七月初九日)はその好例であるが先ず日本警戒の要を説いている。⁽⁸⁾

万日本陰結英法美諸邦、誘以開埠之利、抑或北与俄羅斯勾合、導以拓土之謀、則貴国勢威孤注、陰憂方大(中略)至俄国所拠之庫葉島、綏芬河、圖們江一帶、皆与貴国接壤、形勢相逼、若貴国先与英德法美交通、不但牽制日本、並可杜俄人之窺伺この助言は朝鮮国王の意を体して李裕元から李鴻章に求めたのに応じたものであった。

明治十三年八月に礼曹参議金弘集が修信使として來朝した際に駐日清国公使館参贊官黄遵憲は金弘集と会谈し朝鮮の自強を説いた。黄遵憲の「朝鮮策略」は金弘集の復命に当り、高宗に上呈されたが、明治十四年三月元山の前田総領事から日本政府に進達されている。⁽⁹⁾「朝鮮策略」は俄国(ロシア)防遏を急務として朝鮮と中国、日本、アメリカとの連繫を力説している。

朝鮮一土、実居亜細亜要衝、為形勝之所必争、朝鮮危、則中東之勢日亟、俄欲略地、必自朝鮮始、嗟夫俄為虎狼奏、力征經營三百余年、其始在歐羅巴、繼在中亞細亞、至於今日、更在東亞細亞、而朝鮮適承其弊、然則策朝鮮今日之急務、莫急於防俄、防俄之策、如之何、日親中国、結日本、聯美国、以圖自強

而已

さきの李裕元に対する李鴻章の書翰と同じく、この黃遵憲の冊子も朝鮮の朝野に論議を起したが、京畿の一儒生は李裕元を人臣外交の罪で、金弘集を『朝鮮策略』の内容に関連して非難した。¹⁰⁾

冊子の主意を「北俄ノ鴟張ニ托シテ、恐動シテ我ノ西美ト通商スルヲ促スニ過ギズ」と見て、アメリカとの通商がキリスト教の漸染を招くことを憂えたのによるものであった。

明治十五年壬午事変、同十七年甲申事変と両度にわたる京城の變の当時、日本政府要路に對露警戒を吹き込んでいたのは顧問ボアンナード (G. E. Boissonade) ⁽¹²⁾ だ。『朝鮮事件ニ付井

上議官、ボアンナード氏と問答筆記』(明治十五・八・九)には

今日魯國ガ朝鮮ニ手ヲ出サザルハ、畢竟國內虛無黨ノ困難アルガ為メナリ。若シ一朝內治ノ整フニ至ラバ忽チ朝鮮ニ手ヲ出スヤ必セリ。既ニ北ハ「カラフト」ヲ取レリ、朝鮮國ノ港ノ一ツヤ二ツハ忽チニ取ルベシ

とし、日本の最も恐れねばならないのは中国でなくロシアである。日支鮮三国間に同盟が成立すればロシアは恐れるに足りない、と東洋諸國の協調を井上毅に説いている。ボアンナードは參議大木喬任にも十五年十月二十九日に同様の趣旨を答えている。¹³⁾

魯國ノ朝鮮ヲ窺フ亦タ尙シ、十八ヶ月前、日支近海ニ數艘ノ船艦ヲ泛ベタルハ、朝鮮征討ノ為メナリシコト世人ノ能ク知ル所ニシテ、其ノ名義ニ至テハ之ヲ作為スル敢テ難キニ非ザリキ。然ルニ二ヶノ事變アツテ之ガ碍障ヲ為セリ、即チ水師提督ノ負傷ト屯歴山ニ世ノ殺逆ト是ナリ。當時若シ魯國ニ於テ虚無

党ノ勢焰益々猖獗ナルナクンバ、必ラズ征韓ノ事に着手セシナルベシ

日本にとっては、清國が朝鮮を屈從せしめる方が、ロシアが領有した場合より安全であり、かりに日本が朝鮮を侵略したとすれば、忽ちロシアに驅逐され、日本内地も危殆に瀕するというのボアンナードの判断であつた。

明治十八年漢城条約成立後、伊藤博文が天津で李鴻章と対談した際、李はしきりに朝鮮方面におけるロシアの脅威を強調している。「伊藤李天津会谈筆記要略第七日」。(一八八五・四・一五)によれば、露國は□國としてある。

李 若し貴我兩國ノ間密約ヲ結ブコトアラバ、□國ハ決シテ力ヲ朝鮮ニ試ムル如キコトナカルベシ。嘗テ□國公使ニ面会シタル時、其意見ヲ聞クハ、公使ハ答フルニ□國ハ毫モ朝鮮ニ對シテ望ヲ繋グ所ナシ。如何トナレバ□國政府ハ「シペリヤ」地方ニ施スベキ政績未ダ悉ク挙ゲザレバナリ、等ノ言ヲ以テセリ。然レドモ英仏独三国ノ公使等ハ本大臣ニ告ゲテ□國朝鮮ヲ侵略スルノ意勃々タリト云ヘリ。二者其主旨ノアル所全ク反對ニ出ルモノナリ、閣下ハ果シテ孰レヲ信ジ孰レヲ疑ハルル歟。

大使 恐クハ英仏独三国ノ公使等ハ公然タル使節ノ資格ヲ以テ述べタルニ非ザルベシ

伊藤大使は慎重に、ロシアの野心に關しての明言を避けたが、李は更に「朝鮮ハ我接壤ノ國ナリ、向來朝鮮戒論ノ事ニ至テハ我國深ク心ニ銘」ずと、ロシアの不凍港要求に關して切言した。¹⁵⁾

李 聞ク□國ハ浦塩斯德ニ海軍屯所ヲ設クト雖モ、此地水結シ

テ四季尙ホ融解スルコトナシ。(中略) □国今日ノ急務ハ
 実ニ東洋ニ一良港ヲ占領スルニ在リ、勢ヒ此ノ如クナルヲ以
 テ或ハ疑フ□国ハ数年ヲ出ズシテ必ズ東洋ニ大事ヲ挙ゲンコ
 トヲ(下略)

ついで元山津について李は不凍、伊藤は冬季氷結と、丁度ロシア
 の野望に対する観測と結びついた問答を繰返している。

朝鮮半島では、東海岸の永興湾が注目されており、元山は永興
 湾内の要津であった。同湾は既に一八五〇年代からロシア海軍士
 官の実測を経て、海図・水路志などに Port Lazaref と記され
 ていたといふ。⁽¹⁶⁾

清国では右庶子張佩綸が光緒八年九月(明治十五年十月)の奏
 議⁽¹⁷⁾でこれを警告している。

争永興胡朝鮮者、非独日本也、即俄人亦竊睨之、防倭不防
 俄、非十全之策

ここでは、嘗て宮本小一が朝鮮当局者にロシアの進出を警告し
 た永興湾については、日本の野心をも疑っていたことが分る。

張の奏議について李鴻章は、永興湾に対するロシアの野心は、
 英仏両国も危惧していたが、天津駐在ロシア領事ウエーベル(C.
 Waebel 韋貝)は毎に李に対して露廷に永興湾領有の意図がない
 と密言していることや「将来各国貿易互通」の地としてロシアの

独占は困難であろうとの見込みを奏している。⁽¹⁸⁾

(1) 大日本外交文書 第八卷 七一文書

(2) 同 前 書 第九卷 三〇文書

(3) 同 前 書 第九卷 一一一文書

(4) 金綺秀「日東記遊」卷二(問答)、同「修信使日記」

明治初期の対露警戒論に関する一考察(安岡)

卷一(高宗十三年五月十三日) いずれも韓国史料叢書
 第九「修信使記録」所収

(5) 王芸生『六十年來中国与日本』邦訳『日支外交六十年
 史』(長野勲・波多野乾一編訳) 第一卷 一五八頁

(6) 同前書 一四六頁

(7) 李文忠公全書 訳署函稿 卷六 三一丁

(8) 清季外交史料 卷一六 一四丁

(9) 前掲「修信使日記」卷二(金弘集)、日本外交文書 第
 十三卷 一三六文書 附記一所収

(10) 田保橋潔『近代日鮮関係の研究』上巻七五三―五七頁

(11) 朝鮮史 第六編第四卷 五七八頁(朝鮮李太王十八年
 閏七月)

(12) 秘書類纂朝鮮交涉資料 上巻二二四頁、中巻二一〇頁

(13) 同前書 下巻 二三三頁

(14) 同前書 上巻 六四〇頁

(15) 同前書 上巻 六四一頁

(16) 田保橋、前掲書 四八七頁

(17) 蔣廷黻編『近代中国外交史資料輯要』中巻 四〇五頁
 所載「瀕于集奏議卷二」

(18) 李文忠公全書 奏稿 卷四五 一二丁(光緒八年十月
 初五日)

(5)

外人の意見に関しては、前述のボアソナードのほか、パークス
 (Sir H. S. Parkes) モンブラン(Montblanc) ル・ジエンド

ル (C. W. Legendre) らの言動に留意せねばならないが、こゝでは措くことにして、たゞパークスが朝鮮の将来を案じていたこととに關説するに止める。

パークスを刺戟したものに、沿海州諸港を巡航した提督ケッペル (Sir H. Keppel) の英国海軍省宛報告 (一八六七・八・二三) があった。それはロシアの國後島占領に關連し、進出方向として蝦夷島を予想し、ポシエツ湾 (Posiet Bay) の南にある朝鮮の不凍港占領を案じている。⁽¹⁾

なお伊藤博文の『秘書類纂』に収載されている新聞、外国書の翻譯にも、いくつかの對露警戒論調が見出される。とくにイギリスはロシアとの勢力衝突の形勢から議論が急である。一、二例を挙げれば、横浜ヘラルドは朝鮮事件について⁽²⁾

本事件ノ結局如何ニ拘ラズ、朝鮮ノ早晚其ノ隣人に併呑セラレベキハ稍ヤ事ノ弁ズルノ明アル者ノ皆ナ知ル処ニシテ、支那ノ手ニ落チズンバ必ラズ魯人ニ落ツベシ。

と觀察している。またイギリス外務次官カルソン氏著抄訳として⁽³⁾ 露國ノ要港ニシテ且ツ根拠地タル浦塩斯德ハ朝鮮ノ北境ヲ去ル僅々數里ニ過ギザルヲ以テ、露國ノ官吏及ビ雇人等ハ其國境ヲ越エテ速ク朝鮮内地ニ侵入シ、普ク遠近ノ測量ニ従事シタリ (正確ナル唯一ノ朝鮮地図ハ夷ニ露國人ノ手ニ成リシモノナリ) 又一方ニ於テ露國人ハ朝鮮國民ヲ勸誘シ、其ノ境界ヲ越エテ露國ノ村落ニ導キ、此処ニ拓殖ノ業ニ従ハシメ、以テ彼我ノ交際ヲシテ益々親密ナラシメンコトヲ務メタリ……一八八五年ニ於テ露國領土内ニ於ケル朝鮮人ノ數ハ夷ニ二万人ノ多キニ至レリト云フ

と鮮露國境辺の状況を述べ、中国は黄海に、日本は日本海に脅威を感ずるこの勁敵に對して兩國合同して威嚇すれば、露國は已むなく図們江の北岸に踞蹠するであろうと結論している。

以上、朝鮮方面における對露警戒の動向を日清兩國要路の議論を主として、明治政府当初から十年代の終り近くまで列挙して来たが疎漏を免れない。朝鮮要路の動向にはわずかししか触れ得なかつたが、外人の言動の検討と共に他日を期したい。

親露説といへども、少くとも明治以降のそれはロシアを恐れるに足らないとしての主張ではなく、ロシア警戒が一つにはロシアへの防備を計り、また一面ロシアとの親善を説くものにもなつたといえよう。

かりにロシアの脅威が、ある時期には現実に存在しなかつたとしても、ロシアに對する警戒論が為政者によって常に唱えられたことは、以上に見た通りであつて、これが日本政府の政策決定に反映した事實は否定できないであらう。

(1) 岡義武「明治初年の蝦夷地と英吉利」(國家学会雜誌 五七卷六号 昭一八・六) 一四一—一六頁

(2) 秘書類纂朝鮮交涉資料 中卷 四四—四五頁 一月十二日刊行 (明治十八年カ) 横浜ヘラルド朝鮮事件

(3) 秘書類纂朝鮮交涉資料 下卷 一六六—六七頁 極東問題 露國トノ關係

(4) 親露説については稀生典太郎「近世日本に於ける親露説の系譜」(國史学六〇号 昭二八・三) が明治以降にも及んでいる。